

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
14	事務組織及び機構の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.新市における組織及び機構の整備方針は別紙2(P65)のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。	1.新市における組織及び機構の整備方針は別紙2のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。				2
		2.附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。	2.附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。なお、 <u>高原町美しいまちづくり推進協議会については、「日本で最も美しい村」連合に加入していることから、現行のまま、新市に引き継ぐ。</u>			調整内容中「 <u>高原町美しいまちづくり推進協議会の関する文言</u> 」を削除する。	5
		3.行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。	3.行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。				7
15	一部事務組合等の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.西諸広域行政事務組合については、 <u>野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市、えびの市及び高原町による一部事務組合とする方向で調整する。</u>	1.西諸広域行政事務組合については、 <u>小林市(新市)及びえびの市による一部事務組合とする方向で調整する。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	2
		2.小林野尻高原衛生事業事務組合については、 <u>野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市と高原町による事務組合とする方向で調整する。</u>	2.小林野尻高原衛生事業事務組合については、 <u>合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	4
		3.霧島美化センター事務組合については、 <u>野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市と高原町による事務組合とする方向で調整する。</u>	3.霧島美化センター事務組合については、 <u>合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	6
		4.宮崎県市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、 <u>野尻町は合併の日の前日をもって両組合から脱退する。ただし、宮崎県市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。</u>	4.宮崎県市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、 <u>高原町、野尻町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。宮崎県市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、高原・野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	8

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
15	一部事務組合等の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	5.宮崎県後期高齢者医療広域連合については、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。	5.宮崎県後期高齢者医療広域連合については、 <u>高原町</u> 、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	9
		6.野尻町の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。	6. <u>高原町及び野尻町</u> の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	10
16	使用料、手数料等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1.同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。	1.同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。				全
		2.独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。	2.独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。				全
17	公共的団体等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。	公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。				
		1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。	1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。				
		2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。	2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。				
		3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。	3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。				
		4.上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。	4.上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。				